

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 二 百 二 十 四 号  
平 成 二 十 三 年 二 月 十 五 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

中津川都市計画下水道事業の変更許可

建築士事務所処分

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

部改正

### 教育委員会告示

岐阜県重要無形文化財の指定の解除

### 監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果

### 公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

指定管理者の指定

各務原都市計画の図書の縦覧

可児都市計画の図書の縦覧

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

開発行為の工事の完了中訂正

### 正 誤

( 法 務 ・ 情 報 公 開 課 ) 九 〇 二

( 治 山 課 ) 八 九 六  
( 道 路 維 持 課 ) 八 九 七  
( 同 ) 八 九 七  
( 下 水 道 課 ) 八 九 八  
( 建 築 指 導 課 ) 八 九 八  
( 出 納 管 理 課 ) 八 九 八

( 社 会 教 育 文 化 課 ) 八 九 九

( 監 査 委 員 ) 八 九 九

( 商 業 流 通 課 ) 九 〇 一  
( 砂 防 課 ) 九 〇 一  
( 都 市 政 策 課 ) 九 〇 一  
( 同 ) 九 〇 二  
( 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 ) 九 〇 二  
( 同 ) 九 〇 二

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 三 年 二 月 十 五 日

告 示

岐阜県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市明宝畑佐字相谷八六七の六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町五丁目観音前二八一の七、二八一の八、二八一の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町角川字水志り二〇七五の一、二〇七九、二〇八〇、二〇八三、字小又二二二〇から二二二二まで、二二二五、二二二三三、二二二三九、二二二五三、二二二五六の一、二二二五八、二二二五九、二二二六二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅	延長	備考
伊自良	高富線	山県市大字長滝字釜ヶ谷 二七番二地先地内		前	後	別前 後更 ル	員敷 （メ ー ト	延 （メ ー ト	考
				三三 五	四六 一		ル	二四 五	

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅	延長	備考
墨	合渡線	岐阜市大字長福光字桃 林官公有無番地先（二六 九五番二）から		前	後	別前 後更 ル	員敷 （メ ー ト	延 （メ ー ト	考
				三四 五	八一 四		ル	五四 〇	

岐阜県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅	延長	備考
一般	国道	二百五十 六号		関市洞戸阿部字クジラ一五 三五番一―地先から		延 （メ ー ト	員敷 （メ ー ト	延 （メ ー ト	考

岐阜県告示第八十五号

平成  
三三・三五  
平成  
三三・三六

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年二月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか）
県道	篠原線 八百津	加茂郡八百津町潮見字大洞 一〇九七番一〇地先から 同 郡 同 町 同 字 同 一〇九七番一〇地先まで	七八	平成 三三・二五	平成 一六・三九

岐阜県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
中津川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
中津川都市計画下水道事業（中津川市特定環境保全公共下水道 苗木処理区）
- 三 事業施行期間  
平成五年一月二十九日から  
平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第八十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第二項の規定により建築士事務所の処分をしたので、法第二十六条第四項において準用する法第十條第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 処分をした年月日  
平成二十三年一月三十一日
- 二 被処分者  
（一）名称  
松原建築設計室
- （二）所在地  
岐阜県各務原市蘇原旭町三丁目二三番地
- （三）開設者の氏名  
松原 一彦
- （四）建築士事務所別の  
一級建築士事務所  
登録番号  
岐阜県知事登録第六七八五号
- 三 処分の内容  
平成二十三年二月一日から七か月の建築士事務所の閉鎖
- 四 処分の原因となった事実  
松原建築設計室の開設者兼管理建築士である者が法第十條第一項の規定により国土交通大臣から懲戒処分を受けた。

岐阜県告示第八十八号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年二月十五日から適用する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「安八町」を「安八町  
坂祝町」に改める。

### 教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第七条の二第四項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定の解除が次のとおりされたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県教育委員会  
委員長 稲 本 正

指定を解除された岐阜県重要無形文化財

認定番号	種 目	名 称	保 持 者	住 所
岐阜県 認定	工芸技術	瀬戸黒	加藤 孝造	多治見市星ヶ台一 一一八

### 監査委員会告示

岐阜県監査委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第七項の規定により平成二十三年一月二十八日に執行した財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

平成二十三年二月十五日

岐阜県監査委員	伊 藤 正 博
岐阜県監査委員	矢 島 成 剛
岐阜県監査委員	帆 刈 信 一
岐阜県監査委員	水 谷 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

#### 第 1 監査実施団体数

区 分	監査実施 団 体 数	監査結果件数		所 管 機 関 指 導 事 項 等
		指 導 事 項	指 導 事 項	
出 資 ・ 出 捐 団 体	4	1	0	0
補 助 金 等 交 付 団 体	7	0	0	0
指 定 管 理 者	4	0	0	0

#### 第 2 監査結果

監査の結果、1団体において、1件の指導事項が認められた。

出 資 ・ 出 捐 団 体

実施年月日	実施機関名	指 導 事 項	指 導 事 項
平成22年 1月28日	財団法人世界遺産 白川郷合掌造り保存財 団	なし	1件
	公益財団法人岐阜県 暴力追放推進センタ ー	なし	なし
	財団法人岐阜県国際 交流センター	なし	なし
	財団法人岐阜県健康 長寿財団	なし	なし

補助金等交付団体					
実施年月日	実施団体名	補助金等の名称	指摘事項	指導事項	
平成23年1月28日	社会福祉法人 心誠会	岐阜県軽費老人 ホーム事務費補 助金	なし	なし	
	社会福祉法人 武芸会	岐阜県軽費老人 ホーム事務費補 助金	なし	なし	
	社会福祉法人 清穂会	岐阜県精神障害 者等関係施設費 補助金	なし	なし	
	医療法人清澄 会	岐阜県精神障害 者等関係施設費 補助金	なし	なし	
	岐阜県又キー 連盟	岐阜県指定精神 病院補助金	なし	なし	なし
		岐阜県精神障害 者社会復帰施設 等福祉職員処遇 改善事業費補助 金	なし	なし	なし
		ぎふ清流国体競 技団体活動支援 事業補助金	なし	なし	なし
		又ポーツプレー ナー・ドクター 等活用支援事業 交付金	なし	なし	なし
		中・高連携強化 事業交付金	なし	なし	なし
	24国体強化コー チ育成事業交付 金	なし	なし	なし	なし
トップコーチ招 聘事業交付金	なし	なし	なし	なし	

  

指定管理者					
実施年月日	実施団体名	施設名称	指摘事項	指導事項	
平成23年1月28日	イビテングリ オンテック株 式会社	養老公園	なし	なし	
	株式会社オア シスパーク	世界淡水魚園 (水族館の区域 を除く)	なし	なし	
	株式会社三和 サービス	岐阜県長良川ス ポーツプラザ	なし	なし	
	各務原市	岐阜県グリーン スタジアム	なし	なし	なし

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年二月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年一月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社メトロ

三 建物の名称及び所在地

メトロスクエア

美濃加茂市山手町二丁目五三番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十三年九月二十九日

五 店舗面積

一、七三〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

一三〇台

七 荷さばき施設の面積

二五平方メートル

指定管理者の指定

岐阜県さぼろ遊学館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設定及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

海津市海津町高須五一五番地

海津市

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画地区計画 前渡東町地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称  
各務原都市計画公園

二・二・六十六号 浜見公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部水と緑推進課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画下水道

可児市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び可児市水道部下水道課

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの  
(薬局)

平成二十三年二月十五日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
----	-----	-----------	------

クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中三丁目二一	同	同
ヒロミ薬局あおき店	可児市下切三八一一	育成・更生	平成 三・二一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
----	-----	-----------	-------

正誤

(校正誤り)

平成二十三年一月二十一日二千二百十八号 開発行為の工事の完了八五〇頁の表「今木柳株式会社」は、「今木・柳株式会社」の誤り。

編集 各務原市テクノプラザ一 一 ブイ・アール・テクノセンター